

田布施町人事行政の運営の状況

田布施町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の運営状況についてお知らせいたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
一般行政部門・ 特別行政部門(教育)	議 会	2	2		
	総務企画	29	32	3	業務増による増 休職者の配置による増
	税 務	13	13		
	民 生	20	20		
	衛 生	10	9	△1	配置換えによる減
	労 働	—	—		
	農林水産	9	9		
	商 工	3	4	1	機構改革による業務増による増
	土 木	10	10		
	教 育	21	19	△2	業務体制の見直しによる減 現業職員の退職不補充による減
	小 計	117	118	1	
公営企業等会計部門	下 水 道	5	5		
	国 保 等	11	11		
	小 計	16	16		
合 計		133	134	1	

(注) 再任用フルタイム職員を含みます。

(2) 職員の採用・退職の状況

① 職員採用の状況

平成27年度は、7名採用しました。

② 職員の退職の状況

年 月 日	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限退職	失職	死亡退職	計
H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31	3	1	1	0	0	1	6

③ 再任用職員の在職状況 (各年4月1日現在)

	フルタイム勤務	短時間勤務
平成27年	2人 (うち更新1人)	2人 (うち更新2人)
平成28年	5人 (うち更新2人)	1人 (うち更新1人)

(3) 定員適正化の取り組み

① 職員数の推移

(各年4月1日現在)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員数	148	147	143	137	128	126

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
職員数	127	129	131	132	133	134

② 定員適正化計画の策定

行政改革実施計画に基づき、職員数を平成17年度から14人削減しています。また、平成19年度から引き続いた職員大量退職の影響を最小限に留めるよう、今後も効率的な組織機構の見直しや人材育成を図りながら、定員適正化計画を定め、長期的視点からの職員数の適正化を図ります。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成27年度普通会計決算額）

住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成25年度人件費率
28.1.1 現在 15,750 人	千円 5,672,570	千円 232,915	千円 1,069,405	% 18.8	% 18.6

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成27年度普通会計決算額）

職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人 117	千円 420,779	千円 46,909	千円 159,438	千円 627,126	千円 5,360

(注) 職員数は、27年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成28年4月1日現在）

		平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢
一般行政職	田布施町	295,858 円	328,788 円	314,930 円	40.1 歳
	山口県	336,900 円	412,810 円	362,436 円	43.5 歳
	国	331,816 円	—	410,984 円	43.6 歳
技能労務職	田布施町	302,650 円	305,650 円	305,650 円	53.9 歳
	山口県	302,800 円	329,571 円	310,245 円	54.8 歳
	国	287,447 円	—	329,358 円	50.4 歳

(注) 1 一般行政職とは、税務職、技能労務職等を除いた職種です。

2 平均給与月額は、給料と職員手当（期末・勤勉手当を除く）をあわせたものです。

(4) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		田布施町	山口県	国
一般行政職	大学卒	180,600 円	187,300 円	176,700 円
	高校卒	148,000 円	152,500 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	141,900 円	—

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数			
		10 年	20 年	25 年	30 年
一般行政職	大学卒	248,369 円	343,650 円	388,289 円	399,183 円
	高校卒	—	—	—	—

(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の、採用後の年数をいいます。

2 対象者4名以上の区分についてのみ記載しています。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的 な職務		主 事 補 主 事	主 事	係 長 主任主事 主 査	課長補佐 係 長	主 幹 課長補佐	課 長 主 幹	課 長	
職 員 数		17人	20人	25人	15人	13人	9人	2人	101人
構 成 比		16.8%	19.8%	24.8%	14.9%	12.9%	8.9%	2.0%	100%
参 考	1年前の 構 成 比	19.2%	19.2%	20.2%	18.2%	13.1%	10.1%	0%	100%
	5年前の 構 成 比	11.7%	3.2%	22.3%	33.0%	21.3%	8.5%	0%	100%

(注) 1 田布施町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区 分	22年度	27年度
田 布 施 町	97.5	96.3
山 口 県 町 平 均	96.2	96.0
山 口 県 平 均	98.8	98.4

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の
地方公務員の給与水準を示す指数です。

(8) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成27年度支給割合）

田布施町			国		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.800月分	6月期	1.225月分	0.75月分
12月期	1.375月分	0.800月分	12月期	1.375月分	0.85月分
計	2.6月分	1.60月分	計	2.6月分	1.60月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		
1人当たり平均支給額		1,353千円			

② 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

田布施町			国
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	同左
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
勤続35年	41.325月分	49.59月分	
最高限度額	49.59月分	49.59月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 (27年度)		19,997千円	

③ 扶養手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

田布施町		国
配偶者	13,000円	同左
配偶者以外 配偶者なしの場合の1人目	11,000円	
上記以外 1人につき	6,500円	
※ 満16歳の年度初めから満22歳年度末までの子 1人につき5,000円を加算		
27年度支給実績	13,113千円	
支給職員1人当たり 平均支給年額(27年度)	226,080円	

④ 住居手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

田布施町		国
借家、借間		同左
・家賃 23,000円以下	家賃-12,000円	
・家賃 23,000円超 55,000円未満	(家賃-23,000円) ÷ 2 + 11,000円	
・家賃 55,000円以上	一律 27,000円	
単身赴任に係る配偶者等の居住する借家、借間		
・上記により算出される額の1/2に相当する額		
27年度支給実績	8,567千円	
支給職員1人当たり 平均支給年額(27年度)	305,948円	

⑤ 通勤手当（平成28年4月1日現在）

田布施町			国		
●交通機関利用 運賃相当額（最高月額55,000円）			同左		
●交通用具利用			距離により		
距離により	2 km～ 4 km	2,500円	2 km～ 5 km	2,000円	
	4 km～ 6 km	4,000円	5 km～10 km	4,200円	
	6 km～ 8 km	5,500円	10 km～15 km	7,100円	
	8 km～10 km	7,000円	15 km～20 km	10,000円	
	10 km～12 km	8,500円	20 km～25 km	12,900円	
	）		）		
	20 km以上	16,000円	60 km以上	31,600円	
27年度支給実績		5,879千円			
支給職員1人当たり 平均支給年額(27年度)		66,051円			

⑥ 管理職手当（平成28年4月1日現在）

田布施町			国		
課長	7級	月額 43,000円	職員の属する級及び職区分に応じ 46,300円～139,300円		
	6級	41,000円			
主幹・技幹	6級	33,000円			
	5級	31,000円			
保育園長	5級	16,000円			
	4級	15,000円			
27年度支給実績		7,016千円			
支給職員1人当たり 平均支給年額(27年度)		412,706円			

⑦ 管理職員特別勤務手当（平成28年4月1日現在）

田布施町		国	
週休日等に勤務した場合、勤務1回につき		週休日等に勤務した場合、勤務1回につき	
2～6時間	6,000円	6,000～12,000円	
6時間超	8,000円	(6時間超は上記に150/100を乗じる)	
週休日等以外の午前0時～5時までの勤務1回につき		週休日等以外の午前0時～5時までの勤務	
2時間以上の勤務	3,000円	1回につき	3,000～6,000円
27年度支給実績		15,000円	
支給職員1人当たり 平均支給年額(27年度)		3,750円	

⑧ 単身赴任手当（平成28年4月1日現在）

田布施町	国
異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に月額30,000円	基礎額30,000円に距離に応じて最高70,000円を加算

(注) 27年度支給実績はありません。

⑨ 特殊勤務手当の状況

ア 平成 27 年度実績

区 分	全 職 種
支給実績	59 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	13.5 %
支給職員 1 人当たり平均支給年額	3,250 円
手当の種類	6

イ 手当の種類 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

手当の種類	支給される職員の範囲	支給額	
		区分	金額
税務外勤手当	滞納処分、差押執行事務従事職員、特命調査事務従事職員	日額	300 円
防疫手当	感染症患者接触職員	日額	300 円
	消毒作業従事職員	日額	300 円
	口蹄疫、鳥インフルエンザによる家畜のと殺、焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒作業従事職員	日額	400 円 (著しく危険であると町長が認めた場合 800 円)
救護手当	行旅病人取扱作業従事職員	日額	300 円
	精神障害者、めいてい者取扱作業従事職員	日額	300 円
死体取扱手当	死体の収容処理作業従事職員	日額	2,000 円
野犬等捕獲死体処理手当	野犬、猪等の捕獲及び死体の処理作業従事職員	日額	300 円
下水道管理手当	下水道管の管理作業従事職員	日額	300 円

⑩ 時間外勤務手当の状況

支給実績 (27年度)	16,489千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (27年度決算)	140千円
支給実績 (26年度)	16,946千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (26年度決算)	149千円

(注) 休日勤務手当を含みます。

(9) 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	給料月額等		区 分	27年度支給割合		
給 料	町 長	600,100 円 (706,000 円)	期 末 手 当	町 長 副町長 教育長	6 月 期	1.475 月分
	副町長	519,300 円 (577,000 円)			12 月 期	1.675 月分
	教育長	474,300 円 (527,000 円)			計	3.15 月分
報 酬	議 長	278,000 円		議 長 副議長 議 員	6 月 期	1.475 月分
	副議長	224,000 円			12 月 期	1.675 月分
	議 員	205,000 円			計	3.15 月分

※ 28年度も、町長の給料を15%、副町長及び教育長の給料を10%減額しています。
 () は、本町独自の給与抑制措置を行う前の額です。

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 一般職員の勤務時間（平成 28 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8 : 30	17 : 15	12 : 00～13 : 00

(2) 休暇制度

① 年次有給休暇（平成 27 年）

付与日数	平均取得日数
1 年につき 20 日間 (4 月採用職員は 15 日)	10.4 日

(注) 年次有給休暇の残日数は、20 日を限度として、翌年に繰り越すことができます。

② 特別休暇等（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区分	事由	期間		
病気休暇	公務上の負傷又は疾病	必要と認める日又は時間		
	その他の負傷又は疾病	90 日以内		
特別休暇	選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認められる期間		
	証人等として裁判所等へ出頭	必要と認められる期間		
	骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための登録又は提供等	必要と認められる期間		
	忌引	結婚	職員 7 日	
		配偶者	配偶者	7 日
			父母	7 日
			子	5 日
			祖父母	3 日
			孫	1 日
			兄弟姉妹	3 日
			おじ又はおば	1 日
			父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日
			子の配偶者又は配偶者の子	1 日
			祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日
			兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1 日
			おじ又はおばの配偶者	1 日
	妊産婦の健康診査	必要と認められる時間		
	妊婦の通勤緩和	1 日 1 時間以内		
	職員の分べん	産前 8 週間から産後 8 週間		
	保育時間（生後 1 年に達しない子）	必要と認められる時間		
職員の妻の出産	2 日			
職員の妻の出産に伴う子の養育（産前 8 週から産後 8 週の期間に限る）	5 日以内			

特別休暇	中学校入学前の職員の子の看護	5日以内(対象が2人以上の場合10日以内)
	短期介護休暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合10日以内)
	生理休暇	2日以内
	父母及び配偶者の祭日	年1回 (慣例により必要と認める日に限る。)
	感染症予防及び感染症による隔離等	必要と認める日又は時間
	交通機関の事故等	必要と認める日又は時間
	災害による交通しゃ断	必要と認める日又は時間
	災害による住居の滅失又は損壊	1週間以内
	ボランティア休暇	5日以内
	夏季休暇	5日間(7月～9月の間)

(3) 介護休暇

介護休暇は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、6月の範囲内で取得できる無給休暇です。

平成27年は、介護休暇の取得者はありませんでした。

(4) 育児休業

職員が3歳未満の子を養育する場合、その子が3歳に達する日まで、育児のために休業することができます。

また、小学校就学前の子を養育する場合、1日につき2時間以内の育児部分休業や、育児短時間勤務を行うことができます。

平成27年度は、育児休業の取得者は1人(新規)、育児部分休業の取得者は1人(継続)でした。

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員が次の①～④のいずれかに該当する場合に、降任又は免職をし、⑤又は⑥に該当する場合に、休職させることをいいます。

- ① 勤務実績が良くない場合
- ② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- ③ 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- ④ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- ⑤ 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- ⑥ 刑事事件に関し起訴された場合

平成27年度は、⑤による休職が3名ありました。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員が次の①～③のいずれかに該当する場合、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることをいいます。

- ① 法令に違反した場合
- ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

平成27年度は、懲戒処分はありませんでした。

5 服務の状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、職務に専念しなくてはなりません。次の場合、その義務が免除されます。

- ① 研修を受ける場合
- ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ③ 町の事務又は事務運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風等による事故発生の防止のための処置を含む。）
- ④ 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくは消防団その他公益団体の職を兼ね、その職務を行う場合
- ⑤ 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合
- ⑥ 職務上必要な試験を受験する場合
- ⑦ 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭をする場合
- ⑧ 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する不服申立てをする場合
- ⑨ 地方公務員法第55条第1項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- ⑩ その他特別の事由のある場合

(2) 営利企業等への従事許可

職員は、営利企業等への従事が制限されていますが、次のすべてに該当し、かつ任命権者の許可を受けた場合、営利企業等に従事することができます。

- ① 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの
- ② その職員の職との間に特別の利害関係がないもの
- ③ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの
- ④ その他法の精神に反しないと認められるもの

平成27年度における申請・許可件数は1件でした。

6 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の状況

地方公務員としての職務遂行上の知識、技能等を習得させ、公務能率の向上と事務処理の適正化を図るため、平成27度中、次のとおり研修を行いました。

研 修 種 目		日 数 (日)	人 員 (人)
町	職員人権研修	1	103
	職員人権研修 (保育士対象)	1	6
	新規採用職員研修 (新規採用職員対象)	5	7
	人事評価制度研修	2	120
セミナーパーク	・一般研修		
	新採職員 (前期) 課程 (採用後6月未満)	4	7
	新採職員 (後期) 課程 (採用後1年未満)	4	7
	若手職員課程 (採用後2~7年)	3	5
	中堅職員課程 (採用後6~10年)	2	2
	課長補佐級課程 (昇任後3年以内)	2	1
	課長級課程 (昇任後3年以内)	2	2
	・専門研修		
	地方自治法講座	1	4
	地方公務員法講座	1	1
	行政法講座	2	1
	税務事務講座 (固定資産税・市町村民税)	2	2
	企画・発想力向上講座	1	2
	災害対応講座	1	2
	法務執行講座Ⅰ	2	3
	法務執行講座Ⅱ	2	2
	プレゼンテーションセミナー	1	1
	窓口応接講座	2	3
	ファシリテーション講座	1	1
	職場のメンタルヘルス講座 (ラインケア)	1	2
	財務諸表の見方講座	1	3
	自治体経営改革講座	1	1
	契約事務講座	3	1
	ロジカルシンキング講座	2	1
	クレーム対応力向上講座	2	2
	OJT 実践講座	1	1
	戦略的な情報発信講座	1	2
	アサーティブ・コミュニケーション講座	1	1
	自治体職員の法律基礎講座	1	3
	・OA研修		
エクセル応用	2	2	
合 計		58	300

(2) 人事評価制度の概要

評価の目的	的確な評価と指導・助言を行うことで、中長期的な人材育成や適切な人事管理を行い、組織を活性化させ、住民サービスの向上を図る。	
評価方法	目標達成評価	職員が課の運営計画等をもとに重要課題等を踏まえた目標を設定し、目標の達成度により業績を評価
	人材育成評価	標準的な職位及び標準職務遂行能力に応じた評価項目ごとの着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価
対象職員	全ての町職員（再任用職員を含む。必要に応じ、常勤臨時職員等も対象者に含める。）	

27年度に試行を行い、28年度から本格実施としますが、課題点等を整理し、今後も必要に応じて見直しを行います。評価結果は、昇給、人事異動や昇任昇格等の参考資料として活かしていく予定です。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生

地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうため、相互救済を目的とする共済制度があります。本町職員に対して適用される共済制度は、山口県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

また、職員互助会的団体への元気回復事業等へ助成を行うなど職員の福利厚生を図っています。

① 短期給付事業

保険給付…療養の給付、出産費など

休業給付…傷病手当金、休業手当金、育児休業手当金など

災害給付…災害見舞金など

② 長期給付事業

退職給付…老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）

障害給付…障害厚生年金、障害共済年金（経過的職域加算額）、障害手当金

遺族給付…遺族厚生年金、遺族共済年金（経過的職域加算額）

③ 福祉事業

保健事業、貯金事業、貸付事業等

④ 宿泊事業

防長苑等の利用助成

(2) 公務災害補償制度

公務災害の補償については、地方公務員災害補償法に基づいて行われます。

公務上の災害等に対する補償の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公務員災害補償基金が設置され、補償等を実施しています。

平成27年度の公務災害に該当する事例は1件でした。

(3) 職員の利益の保護

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置がとられるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して申し立てをすることができます。

公平委員会とは、地方公務員法第7条第3項の規定により、町による設置が義務付けられている機関で、本町は、山口県市町公平委員会を他市町等と共同で設置し、次の事務を行っています。

① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置をとること

② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定

③ その他、職員の苦情処理を行います。

平成27年度の公平委員会に対する勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する不服申立は、ありませんでした。